

臨海部広域斎場組合増築施設設計者選定プロポーザル実施要領

令和6年 9月6日

(目的)

本要領は、臨海部広域斎場組合増築施設工事に伴う設計業務委託者を公募型プロポーザル方式により選定するため、その手続き等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(一般事項)

1 事業概要

(1) 対象事業

臨海部広域斎場組合における増築施設整備に伴う設計業務委託及び既存棟の改修設計業務委託

(2) 事業場所

東京都大田区東海一丁目3番1号

(3) 事業の予定

基本設計業務 令和7年1月～令和7年12月（予定）

実施設計業務 令和8年～令和9年（予定）

2 選定方式

公募型プロポーザル方式とする。

3 参加形態

単体または単体企業に加えて協力事務所を含み参加することも可とする。

4 スケジュール

(1) 公告

令和6年9月6日（金）

(2) 質問締切

令和6年9月13日（金）

(3) 質問回答

令和6年9月20日（金）

(4) 参加表明書提出締切

令和6年9月27日（金）

(5) 技術提案書等提出締切

令和6年11月22日（金）

- (6) ヒアリング（審査）
令和6年12月中旬（予定）
- (7) 審査結果通知
令和6年12月末（予定）

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、港区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区（以下「5区」という。）または、東京都のいずれかに業者登録しており、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づき、5区または東京都が行う競争入札への参加を禁止されていない者
- (2) 5区または東京都において競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等の経営不振の状態にない者
- (4) 5区または東京都において区契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置期間中でないこと。
- (5) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を継続して行っていること。
- (6) 過去20年間（平成16年度以降）に完了したもので、墓地、埋葬等に関する法律第2条第7項の規定にする火葬場の新築または増築工事（床面積要件なし）の基本設計及び実施設計の業務実績または同種業務の業務実績があること。
同種業務とは、官公庁施設の新築または改築工事（延床面積3,000㎡以上）の基本設計及び実施設計の業務実績とする。
- (7) 自社無期雇用社員及び協力事務所無期雇用社員で3か月以上の雇用がある以下の技術者を配置できること。
 - ア 管理技術者 一級建築士
 - イ 建築意匠主任担当技術者（1名） 一級建築士
 - ウ 建築構造主任担当技術者（1名） 構造設計一級建築士
 - エ 設備主任担当技術者（1名） 設備設計一級建築士または建築設備士
- (8) プロポーザル参加者が、契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

6 手続等

(1) 窓口

臨海部広域斎場組合事務局

所在地：〒143-0001 東京都大田区東海一丁目3番1号

電話：03-5755-2835

電子メール：kanril@rinkaisaijo.or.jp

7 参加表明書及び技術提案書の作成様式

参加表明書及び技術提案書については、別紙「参加表明書及び技術提案書作成要領」に基づき作成すること。

(1) 一次審査

- ① 参加表明書：本プロポーザルに参加する者は、別紙「参加表明書及び技術提案書作成要領」に基づき書類を提出すること。
- ② 審査：参加表明書及び添付書類による一次審査を実施し、二次審査対象者を選定する。審査結果については、応募者全員に文書で通知する。

(2) 二次審査

- ① 技術提案書等の提出：第二次審査対象者は、別紙「参加表明書及び技術提案書作成要領」に基づき書類を提出すること。
- ② 技術提案内容のヒアリング日時・場所等
 - (ア) 集合日時：令和6年12月中旬（予定）
時間は二次審査対象者へ個別で連絡する
 - (イ) 集合場所：集合日時と合わせて個別で連絡する
 - (ウ) 出席者：ヒアリング出席者は予定管理技術者を含む5（7）で記載した4名以内とする。
 - (エ) その他
 - イ) ヒアリング時間は、プレゼンテーション20分程度、質疑応答20分程度とする。
 - ロ) ヒアリングの際に追加資料の提出は認めない。パワーポイント等を使用した説明は認めるが、その際は技術提案書の該当ページを必ず明記するものとする。
 - ハ) 指定日時・会場の詳細については、別途第二次審査対象者に電子メールで通知する。
 - ニ) 二次審査の結果通知審査結果については、第二次審査対象者に文書で通知する。

(3) プロポーザル参加辞退

プロポーザルの参加表明書を提出した者が、プロポーザルへの参加を辞退する場合は次のとおり書類を提出すること。なお、参加を辞退しても以降における不利益の扱いはないものとする。

①提出書類

【標準様式第4号】 1部

②提出先

6(1)に記載の窓口へ提出すること。

※事前に連絡の上、持参または郵送すること。

(4) 質問等

① 質問は、質問書【参-様式第5号】による。

② 質問書は、令和6年9月13日(金)17時までに臨海部広域斎場組合事務局に提出する。提出は、電子メールとし、電話にて到達確認を行うこと。

③ 回答は、回答書により、令和6年9月20日(金)に担当者へメールにて返答する。

④ 審査に関する事項や他参加者の状況、その他技術提案の実施に必要なと判断される質問は受け付けない。

8 選定方法

(1) 審査方法

審査は、臨海部広域斎場組合増築施設設計者選定に係る審査委員会(以下「選定委員会」という。)が行うこととし、原則として非公開とする。

(2) 失格事項

次の項目に該当した技術提案者は失格となる場合がある。

① 技術提案書等に虚偽の記載がある場合。

② 技術提案書等の提出方法、提出先及び期限に適合していない場合。

③ 特定に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。特に、選定期間において臨海部広域斎場組合及び選定委員の関係者に対して、本プロポーザルに関する営業活動と見なすことのできる行為等を行った場合。

④ 定められた以外の方法で委員または関係者に連絡を求めた場合。

⑤ その他、臨海部広域斎場組合増築施設設計者選定プロポーザル実施要領等に違反した場合。

(3) 選定結果の通知及び公表

技術提案書等の提出者には、結果に関わらず通知する。
なお、選定結果について質疑、異議は受け付けない。

9 その他

(1) 提出書類等の取扱等

- ① 提出書類は、返却しない。
- ② 提出書類は、選定以外の目的で無断使用しない。
- ③ 提出書類の著作権は、応募者に帰属するものとする。ただし、臨海部広域斎場組合が必要と認める場合（増築棟建物に係る基本設計等の基礎資料作成等）には、臨海部広域斎場組合は無償で使用できることとする。
- ④ 提出書類は、審査にあたり複製する場合がある。
- ⑤ 臨海部広域斎場組合は、提出書類について必要に応じて臨海斎場ホームページ等での公表等を行う。
- ⑥ 本プロポーザルのため、臨海部広域斎場組合から受領した資料は、臨海部広域斎場組合の承諾なく目的外使用や公表することはできない。
- ⑦ 提出書類は、審査の公平・公正を期するために、選定・非選定に関わらず、公表することがある。
- ⑧ 公告後に提出書類等に変更があった場合は、速やかに対象となる参加者に通知するものとする。

(2) 提出書類作成及び提出等の費用

提出書類の作成、提出に関わる費用、ヒアリング等に係る実費等の費用は全て参加者の負担とする。

(3) 事業計画等の変更及び中止

- ① 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、臨海部広域斎場組合は、事業の計画及びスケジュールを変更または中止する場合がある。
- ② 審査の過程において前項の事態に至った場合、参加者に対して臨海部広域斎場組合は、一切の責任を負わないものとする。

以上